

議案第133号

職員旅費支給条例中一部改正の件

職員旅費支給条例を次のとおり一部改正しようとするものであります。

令和3年3月2日提出

芽室町長 手 島 旭

職員旅費支給条例の一部を改正する条例

職員旅費支給条例（昭和26年条例第23号）の一部を次のように改正する。

第25条の2中「、北海道消防学校」を削る。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

説 明

北海道消防学校への旅費については、令和3年4月1日よりとかち広域消防事務組合職員等の旅費に関する条例が適用となることから、本条例を改正しようとするものであります。

職員旅費支給条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正案	現 行
<p>第25条の2 北海道自治政策研修センターその他これらに類すると町長が認める機関において研修を受ける者に対し支給する旅費については、第3条から第9条までの規定にかかわらず実費を勘案して町長が定める。</p> <p>附 則 この条例は、令和3年4月1日から施行する。</p>	<p>第25条の2 北海道自治政策研修センター、<u>北海道消防学校</u>その他これらに類すると町長が認める機関において研修を受ける者に対し支給する旅費については、第3条から第9条までの規定にかかわらず実費を勘案して町長が定める。</p>